



熊本県公報

第12763号

平成30年10月5日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○漁船保険義務加入同意の承認（嵐口加入区・新和町加入区・本渡市加入区）	（団体支援課） 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	（障がい者支援課） 2
○指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者支援課） 2
○指定居宅サービス事業者の指定	（ 〃 ） 2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課） 2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	（ 〃 ） 3
○指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者支援課） 3
○指定介護予防サービス事業者の指定	（ 〃 ） 3
○熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項	（水俣病保健課） 4
○造成宅地防災区域の指定	（建築課） 4
公 告	
○国土調査成果の認証	（技術管理課） 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	（建築課） 5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	（ 〃 ） 5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	（ 〃 ） 5
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	（商工振興金融課） 5
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	（ 〃 ） 6
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	（ 〃 ） 6
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	（ 〃 ） 6
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	（ 〃 ） 7
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	（ 〃 ） 7
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	（ 〃 ） 7
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	（ 〃 ） 8
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	（ 〃 ） 8
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見	（ 〃 ） 8
○熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の決定	（都市計画課） 9
○熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の土地区画整理法施行令第42条の2第1項の指定	（ 〃 ） 9
○土地改良区役員の退任及び就任	（農村計画課） 9
○道路の位置の指定	（建築課） 10
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	（ 〃 ） 10
登 載 依 頼	
○定時登録における直接請求の連署基準数	（選挙管理委員会） 10
○定時登録における直接請求の連署基準数	（ 〃 ） 10
○個人演説会等の施設の指定	（ 〃 ） 11
○熊本県警察総合運転者管理システム用関連機器の賃貸借に係る一般競争入札による落札業者等の決定	（警察本部運転免許課） 11

告 示

熊本県告示第765号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、嵐口加入区、新和町加入区及び本渡市加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第766号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
訪問介護サービスおおしま桜 荒尾市日の出町1番6号	株式会社 大島桜 荒尾市大島町4丁目9番10号 一三三 宏	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	平成30年 10月1日

熊本県告示第767号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社寿楽	ヘルパーステーション寿楽	球磨郡多良木町 大字多良木28 09番地1	平成30年 10月1日	訪問介護

熊本県告示第768号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社エンゼル	光の森デイサービス	菊池郡菊陽町光 の森三丁目6番 地15	平成30年 10月1日	通所介護

熊本県告示第769号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

銭瓶地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	南阿蘇村	河陽字銭瓶	5369-1
2	〃	〃	5369-1
3	〃	〃	5369-1
4	〃	〃	5369-1
5	〃	〃	5352-1
6	〃	〃	5353-1
7	〃	〃	5356-2地先道路敷
8	〃	〃	5356-2地先河川敷
9	〃	〃	5369-9地先道路敷

熊本県告示第770号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

乙千屋C地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱24号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱24号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	芦北町	道川内字前田	175-6
2	〃	乙千屋字下村	663-1
3	〃	〃	663-1
4	〃	〃	664-1
5	〃	〃	664-1
6	〃	乙千屋字園川	666
7	〃	〃	666
8	〃	〃	667
9	〃	〃	667
10	〃	〃	667
11	〃	〃	690
12	〃	〃	691-1
13	〃	〃	691-4
14	〃	〃	699-2
15	〃	〃	701
16	〃	乙千屋字下村	652-2
17	〃	〃	652-1
18	〃	〃	652-1
19	〃	〃	654-1
20	〃	〃	658-2
21	〃	〃	658-1
22	〃	〃	659
23	〃	〃	661地先道路敷
24	〃	〃	662-1地先道路敷

熊本県告示第771号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社山本介護支援事務所	訪問看護えんじた	熊本県玉名郡玉東町大字山口8番地13	平成30年10月1日	訪問看護

熊本県告示第772号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社山本介護支援事務所	訪問看護えんじた	熊本県玉名郡玉東町大字山口8番地13	平成30年10月1日	介護予防訪問

護支援事務所	した	東町大字山口8 番地13	10月1日	看護
--------	----	-----------------	-------	----

熊本県告示第773号

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項
熊本県医療事業実施要項（平成22年熊本県告示第635号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項第1号中「限る。）」の次に「、介護保険法第48条第1項第3号の介護医療院サービス（緊急時施設診療に限る。）」を、「又は」の次に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）第3条の規定による改正後の」を加え、「の規定により」を「及び第2項において平成36年3月31日までの間、」に、「同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）」を「旧介護保険法」に改め、同項第2号中「所定疾患施設療養を除く。）」の次に「、介護保険法第48条第1項第3号の介護医療院サービス（緊急時施設診療を除く。）」を加える。

第10条第1項第1号中「限る。）」の次に「、介護保険法第48条第1項第3号の介護医療院サービス（緊急時施設診療に限る。）」を、「又は」の次に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律第3条の規定による改正後の」を加え、「の規定により」を「及び第2項において平成36年3月31日までの間、」に、「同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）」を「旧介護保険法」に改め、同項第2号中「所定疾患施設療養を除く。）」の次に「、介護保険法第48条第1項第3号の介護医療院サービス（緊急時施設診療を除く。）」を、「又は」の次に「介護保険法第53条第1項の」を加える。

第13条第6項中「除く。）」の次に「、介護保険法第48条第1項第3号の介護医療院サービス（緊急時施設診療を除く。）」を加える。

附 則

この要項は、告示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

熊本県告示第774号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 居屋敷地区①
菊池郡大津町大字大林字居屋敷479番
- 2 向村地区①
菊池郡大津町大字真木字向村301番2、302番
- 3 向村地区②
菊池郡大津町大字真木字向村129番
- 4 上尾迫地区⑥
菊池郡大津町大字大林字上尾迫1069番5
- 5 八迫地区⑦
菊池郡大津町大字吹田字八迫1230番52
菊池郡大津町大字吹田字笹尾1262番23、1262番14
- 6 八窪地区⑦
菊池郡大津町大字大津字八窪262番2、262番7

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び大津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第594号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
山都町	平成25年度から 平成27年度まで	長谷の一部	地籍図及び 地籍簿	平成30年9月25日
山都町	平成26年度から 平成28年度まで	尾野尻の全部	地籍図及び 地籍簿	平成30年9月25日
山都町	平成27年度から 平成28年度まで	木原谷の一部	地籍図及び 地籍簿	平成30年9月25日

熊本県公告第595号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字杉水字下源場789番1、同789番2、同790番、同791番1の一部、同793番及び里道の一部
12,901.53平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
滋賀県湖南市石部北一丁目4番36号
石部運輸倉庫株式会社

熊本県公告第596号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字下出口2916番19
249.57平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区飛田四丁目6番92-102号
徳永 健二

熊本県公告第597号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字小合志原3824番26及び同3824番30
336.41平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋2738番地22 サクラージュⅡ B棟101号
岩本 真一

熊本県公告第598号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート三角
宇城市三角町三角浦1159-127
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ゆめマート 代表取締役 北山 茂樹
(変更後) 株式会社ゆめマート 代表取締役 山野 正道

- (2) 変更の年月日
平成30年7月16日
- 3 届出年月日
平成30年9月14日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課
平成30年10月5日から平成31年2月5日まで

熊本県公告第599号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート山鹿
山鹿市熊入町西田173
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ゆめマート 代表取締役 北山 茂樹
(変更後) 株式会社ゆめマート 代表取締役 山野 正道
(2) 変更の年月日
平成30年7月16日
- 3 届出年月日
平成30年9月14日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課
平成30年10月5日から平成31年2月5日まで

熊本県公告第600号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート東山鹿
山鹿市古閑十三部1006-5
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ゆめマート 代表取締役 北山 茂樹
(変更後) 株式会社ゆめマート 代表取締役 山野 正道
(2) 変更の年月日
平成30年7月16日
- 3 届出年月日
平成30年9月14日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課
平成30年10月5日から平成31年2月5日まで

熊本県公告第601号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート八代高田
八代市本野町西道善寺2301-1
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ゆめマート 代表取締役 北山 茂樹
(変更後) 株式会社ゆめマート 代表取締役 山野 正道

(2) 変更の年月日

平成30年7月16日

3 届出年月日

平成30年9月14日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局総務部振興課

平成30年10月5日から平成31年2月5日まで

熊本県公告第602号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート鏡

八代市鏡町内田275-1

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ゆめマート 代表取締役 北山 茂樹

(変更後) 株式会社ゆめマート 代表取締役 山野 正道

(2) 変更の年月日

平成30年7月16日

3 届出年月日

平成30年9月14日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局総務部振興課

平成30年10月5日から平成31年2月5日まで

熊本県公告第603号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート人吉

人吉市上薩摩瀬町園田880

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ゆめマート 代表取締役 北山 茂樹

(変更後) 株式会社ゆめマート 代表取締役 山野 正道

(2) 変更の年月日

平成30年7月16日

3 届出年月日

平成30年9月14日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務部振興課

平成30年10月5日から平成31年2月5日まで

熊本県公告第604号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート多良木

球磨郡多良木町多良木1385-2

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ゆめマート 代表取締役 北山 茂樹
(変更後) 株式会社ゆめマート 代表取締役 山野 正道

- (2) 変更の年月日
平成30年7月16日

3 届出年月日

平成30年9月14日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課
平成30年10月5日から平成31年2月5日まで

熊本県公告第605号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート松島
上天草市松島町大字合津7915-21

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ゆめマート 代表取締役 北山 茂樹
(変更後) 株式会社ゆめマート 代表取締役 山野 正道

- (2) 変更の年月日
平成30年7月16日

3 届出年月日

平成30年9月14日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草広域本部天草地域振興局総務振興課
平成30年10月5日から平成31年2月5日まで

熊本県公告第606号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート牛深
天草市牛深町大池田1545-5

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ゆめマート 代表取締役 北山 茂樹
(変更後) 株式会社ゆめマート 代表取締役 山野 正道

- (2) 変更の年月日
平成30年7月16日

3 届出年月日

平成30年9月14日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草広域本部天草地域振興局総務振興課
平成30年10月5日から平成31年2月5日まで

熊本県公告第607号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項及び第2項の規定により八代市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (仮称)ドン・キホーテ八代店
八代市本野町字中正坊2049番 外
- 2 八代市から聴取した意見の概要
 - (1) 敷地内に入り出すには歩道を通す必要があるため、車と歩行者、自転車への注意喚起をする表示の設置が望ましい。敷地内への出入りする車両が多く、事故の危険性が考えられる場合、必要に応じて交通整理員を配置すること。
 - (2) 早朝又は深夜の駐車及び荷下ろし作業等に係る騒音について特に配慮するとともに、特定施設等から低周波音が発生するおそれのある場合は、その対策を講ずること。夜間照明については、周辺住民への影響を考慮し、設置箇所及び角度等を検討するとともに、地球温暖化対策の観点から必要最低限の照明基数等を考慮すること。
 - 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部総務部振興課
平成30年10月5日から平成30年11月5日まで

熊本県公告第608号

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業の事業計画を定めたので、土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第9項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 事業施行期間 平成30年10月5日から平成40年3月31日まで
- 3 施行地区 上益城郡益城町大字木山字居屋敷及び字市ノ後の各一部、大字宮園字居屋敷及び字辻の各一部、大字寺迫字今吉の一部、大字安永字火迫の一部並びに大字辻の城の一部
- 4 事業の名称 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業
- 5 事務所の所在地 熊本市
- 6 事業計画の決定の年月日 平成30年10月5日

熊本県公告第609号

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業について、国土交通省九州地方整備局長から土地地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第42条の2第1項の規定による災害の場合における選挙の特例の指定を受けたので、同条第2項の規定により公告する。

平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第610号

熊本市に事務所を置く池上土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	村田 昭	熊本市西区戸坂町2番41号
理事	福田 稔	熊本市西区池上町202番地
理事	松岡 信人	熊本市西区池上町2120番地
理事	西村 和喜	熊本市西区池上町1295番地
理事	益田 キミエ	熊本市西区池上町613番地1
理事	松尾 敏治	熊本市西区池上町2045番地
理事	西山 春恵	熊本市西区池上町2821番地
理事	上村 竜春	熊本市西区谷尾崎町523番地
理事	吉永 健之	熊本市西区池上町920番地3
理事	大嶋 豊明	熊本市西区上高橋町2丁目4番36号
監事	牛嶋 俊秀	熊本市西区池上町223番地
監事	横山 辰幸	熊本市西区池上町3002番地
就任		
理事	大嶋 豊明	熊本市西区上高橋町2丁目4番36号

理事	西山 春恵	熊本市西区池上町2821番地
理事	西 信一	熊本市西区池上町2067番地
理事	西 清治	熊本市西区池上町2009番地
理事	橋本 洋樹	熊本市西区池上町2260番地1
理事	吉永 敬則	熊本市西区池上町1428番地
理事	益田 良一	熊本市西区池上町613番地1
理事	福田 稔	熊本市西区池上町202番地
理事	梅田 幸男	熊本市西区谷尾崎町1380番地
理事	松田 邦俊	熊本市西区戸坂町19番3号
監事	牛嶋 俊秀	熊本市西区池上町223番地
監事	上村 竜春	熊本市西区谷尾崎町523番地

熊本県公告第611号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大字室323番地6
- 2 築造者の氏名 合同会社 F y - m a k e s
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字室字新田316番1
- 4 道路の幅員 4.16メートル
- 5 道路の延長 28.78メートル
- 6 指定年月日 平成30年8月31日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第171号

熊本県公告第612号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
（4工区）
合志市幾久富字建山1931番7
628.09平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市幾久富1947番地
安武 次四郎

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成30年10月5日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の50分の1 29,620
 その総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 285,120

熊本県選挙管理委員会告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数及びその総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成30年10月5日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の3分の1の数

選挙区名	
熊本市第二選挙区	60, 706
八代市・八代郡選挙区	39, 012
人吉市選挙区	9, 191
荒尾市選挙区	14, 875
水俣市選挙区	7, 103
玉名市選挙区	18, 634
天草市・天草郡選挙区	25, 417
山鹿市選挙区	14, 872
菊池市選挙区	13, 677
宇土市選挙区	10, 308
上天草市選挙区	8, 002
宇城市・下益城郡選挙区	19, 628
阿蘇市選挙区	7, 503
合志市選挙区	16, 112
玉名郡選挙区	11, 717
菊池郡選挙区	19, 955
阿蘇郡選挙区	10, 465
上益城郡選挙区	23, 764
葦北郡選挙区	6, 451
球磨郡選挙区	15, 383

その総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

選挙区名	
熊本市第一選挙区	137, 110

熊本県選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき個人演説会等の施設として新たに次の施設を指定する旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年10月5日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
南阿蘇村	白水第二体育館	南阿蘇村大字吉田2301番地	平成30年9月3日
南阿蘇村	久木野体育館	南阿蘇村大字河陰5番地2	平成30年9月3日

熊本県警察本部公告第39号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により次のとおり公告する。

平成30年10月5日

熊本県警察本部長 小山 巖

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県警察総合運転者管理システム用関連機器 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部交通部運転免許課
熊本県菊池郡菊陽町辛川2655番地
- 落札者を決定した日
平成30年8月28日
- 落札者の氏名及び住所
熊本市中央区水道町8番6号
NECキャピタルソリューション株式会社熊本営業所
- 落札金額（月額）
1, 846, 800円（うち消費税及び地方消費税の額136, 800円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成30年7月13日